

2024年2月26日  
鶴岡ガス株式会社

## 令和5年度『電気・ガス価格激変緩和対策事業』について

平素より鶴岡ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2023年1月6日付けプレスリリースで発表しました「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への参画に伴い、これまで2023年2月～2024年1月検針分のガス料金について値引きを実施しておりますが、令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が採択されたことを受け2024年2月検針分以降もこれを延長し、引き続き値引きを実施することといたしました。なお、本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### 【本事業による値引きの概要】

対象のお客様	当社と都市ガスをご契約されているお客さま (LPガス・旧簡易ガス「文下地区」については対象外となります。)
実施期間	2024年2月～2024年6月検針分
値引き単価	1立方メートルあたり15円(税込み) (6月検針分は激変緩和の幅を縮小)

※ 詳細は、経済産業省の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

尚、特設サイトにて値引き期間が4月使用分まで(2024年5月は激変緩和の幅を縮小)と記載してありますが、当社の場合値引き期間が5月使用分まで(2024年6月は激変緩和の幅を縮小)となります。